

日液協第28～47号
平成28年6月28日

会 員 各 位

日本液化石油ガス協議会

液化石油ガス販売事業者が他の液化石油ガス販売事業者の
事業を承継する際における引継ぎについて (お願い)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊協議会のためのご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、経産省より別添のとおり周知依頼がありました。

本件は、去る6月20日付け日液協第28～38号の液石法等の運用及び解釈についての一部改正の中の承継についての関連として、液化石油ガス販売事業者が他の液化石油ガス販売事業者の事業の全部又は一部を承継する際には保安業務を適正に行うために必要なものの引継ぎが確実に行われるように周知依頼があったものです。

つきましては、当該引継ぎが確実に実施されますよう、会員各位におかれましては、営業所等に対し、ご周知くださいますようよろしくお願いいたします。

敬 具

(発信手段：Eメール)

(担当：飯田、岩田)

経済産業省

28商ガ安第12号

平成28年6月8日

日本液化石油ガス協議会
会長 川本 武彦 殿

経済産業省商務流通保安グループガス安全室長 大本 治康

液化石油ガス販売事業者が他の液化石油ガス販売事業者の事業を承継する際における引継ぎについて（協力依頼）

液化石油ガス販売事業者が、他の液化石油ガス販売事業者の事業の全部又は一部を承継した場合には、当該承継の対象となる他の液化石油ガス販売事業者の販売所について、その帳簿、書類、点検調査の結果その他の物件であって、保安業務を適正に行うために必要なものが引き継がれる必要があります。

つきましては、貴団体傘下の液化石油ガス販売事業者において、当該引継ぎが確実に実施されるよう、貴団体傘下の事業者等に対して、周知くださいますようお願いいたします。